

美郷町での「くらしごと」応援します!!

町では商工観光交流課内に「美郷暮らしサポートセンター」を設置し、住まいや仕事、子育てなど暮らしに関する相談やサポートの体制を整えています。ここでは、そういった要望にお応えするため、町が行っている暮らしや仕事をサポートするための事業についてご紹介します。

美郷暮らし促進奨励金

平成30年1月1日以降に住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行った方を支援します。

対象者 ●40歳未満の方または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方

対象家屋 ●令和元年度から新たに課税された家屋

交付申請 ●5月中旬に固定資産税の納税通知書が届いた後で、美郷暮らし促進奨励金交付申請書に必要

書類を添えて7月31日(火)までに町商工観光交流課へ提出してください。

交付要件 ●次の要件を満たす必要があります。

- ①税金や各種納付金等を完納していること
- ②美郷町に定住(5年以上)することを目的に300万円以上の住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行い、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住すること

ベース部分	住宅の固定資産税額相当額の3倍の額
該当するオプション(①～⑤)をベース部分に加算	<ol style="list-style-type: none"> ①町内事業者施工の場合(10万円加算) ②移住世帯(10年以上町外在住者)の場合(20万円加算) ③18歳以下の子どもが同居する場合(子ども1人当たり10万円加算) ④三世代同居(孫世代が18歳以下)の場合(10万円加算) ⑤空き家バンク登録物件を取得した場合(10万円加算)

まちなかエリア活性化促進事業補助金

六郷地区の商店街(中心市街地)に『にぎわい』を創出するため、対象地域の「空き店舗・空き家・空き地」の利活用を支援します。

対象となる方

- ①空き店舗・空き家・空き地の所有者
- ②空き店舗・空き家・空き地の利用事業者

※「まちなかエリア活性化構想」に設定されているまちなかエリアおよびメインストリート区域(六郷地区の中心市街地内)が対象です。

対象経費および補助金額

【にぎわいスペース創出事業】

※必ずしも貸借人が決まっていなくても申請できます。

- ①空き店舗・空き家の改修、新增築等をするための経費
対象経費の3分の2の額(最大100万円)
- ②空き地の整地、舗装等をするための経費
対象経費の3分の2の額(最大50万円)

【にぎわいスペース活用事業】

空き店舗等を利用し、事業を行うために要する経費
対象経費の2分の1の額(最大200万円)



起業家総合支援事業

創業等を目的とした店舗、事務所等の新築、増改築、設備等の取得に要する経費を助成します。また、創業後に町民を常時雇用する場合は、雇用者の人材育成を行う事業に対して助成します。

対象者●町内に住所を有する方で①か②に該当する場合

- ①事業を営んでいない個人が、町内で新たに事業を開始する場合
- ②町内で事業を営んでいる個人が、事業転換や新事業進出等を行うために町内で法人設立する場合

交付要件●次の要件を満たす必要があります。

- ・創業等する事業が助成対象外業種に該当しないこと(詳細については下記までお問い合わせください)
- ・町税および使用料等の滞納がないこと

助成額●①事務所等の新築、増改築、設備等の取得に要する経費の2分の1以内(最大200万円)

※工事費・取得費の合計額が100万円以上の事業を対象とします。

※設備等の取得は対象経費の2分の1までです。

②起業後3年以内に町民を常時雇用した場合、1人につき18万円(定額)

③上記雇用者の人材育成(研修等)に要する経費の全額(上限額:1人につき12万円)

申請期限●第1回:5月10日(金)、第2回:8月9日(金)、第3回:11月8日(金)

※交付決定の時期は、受付日にかかわらず、おおむね期限の1カ月後となります。

UIターン者正規雇用支援事業

県外在住者の本町企業への就業機会創出と地元定住を促進し、町内における産業の活性化を図ることを目的に、UIターン者を正規雇用した町内企業に対して支援します。

UIターン者 = 秋田県ふるさと定住機構のAターン希望登録者

対象となる方

UIターン者を正規雇用した町内企業

助成額●正規雇用者(UIターン者)1人につき

1年目:50万円、2年目:30万円、3年目:20万円

空き店舗対策事業

町内の空き店舗等の解消を図るため、空き店舗等を借り上げて出店および起業しようとする事業者に対し、賃貸料の一部および出店に係る経費を助成します。

対象となる方

空き店舗等を借り上げて出店および起業しようとする事業者

	分類	対象要件	助成内容
①	空き家・空き店舗活用型	空き家バンクに登録してある空き家・空き店舗の借り上げに係る契約期間が4年以上であること	・1年目～2年目:賃貸料の2分の1(上限額5万円/月) ・3年目～4年目:賃貸料の4分の1(上限額2.5万円/月)
②	空き起業支援室活用型	空き起業支援室の借り上げに係る契約期間が1年以上であること	・1年目～2年目:賃貸料の2分の1
③	空き家・空き店舗創業型	空き起業支援室に1年以上入居した方で、空き家バンクに登録してある空き店舗の借り上げに係る契約期間が4年以上であること	・出店等に要する経費の全額(上限額30万円)

空き家バンク制度

空き家を売りたい、貸したいと考えている所有者の物件を空き家バンクに登録し、その情報を希望する方に紹介しています。空き家を借りたい、買いたい、事務所として活用

したいという方が年々増えてきています。ご興味のある方は下記までお問い合わせください。

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909